

「藤谷家歴代当主等肖像画」について

松 澤 克 行

はじめに

平成一六年(二〇〇四)八月と同一七年一月の二度にわたり、筆者は大阪府にお住まいの福田潔氏が所蔵される、近世の藤谷家歴代当主とその室等の画像二〇点(以下、「藤谷家歴代当主等肖像画」)を調査・撮影した。この時の調査の成果については、先に小文を草して速報したが、紙数の関係上、そこではごく一部のことにしか触れられなかった、そこで、今回この『研究紀要』の場を借りて、より詳しく史料の紹介をしたと思う。

速報の記述と重なる部分もあるが、藤谷家と史料所蔵者との関係、調査に至る経緯と調査方法などについて、まずは説明しておきたい。

藤谷家とは、近世初頭に上冷泉為満二男の為賢(文禄二年(一六〇三)―承応二年(一六五三))が創設した、知行二〇〇石の堂上新家である。為賢の後、藤谷家は為条・為茂・為信・為香・為時・為敦・為脩・為知・為兄・為遂と一代の当主が相継ぎ、為遂の時に明治維新を迎え、華族(子爵)に列している。

「藤谷家歴代当主等肖像画」の所蔵者である福田潔氏は、この藤谷家の出身である。昭和十三年(一九三八)に藤谷為隆子爵(為遂の曾孫)の三男として誕生し、福田家へは長じてから養子に入られている。兄で長崎大学教授を勤めた藤谷為博氏が昭和五八年に亡くなられた後、無嗣

絶家となった藤谷本家に遺された系譜類や若干の遺品などとともに、「藤谷家歴代当主等肖像画」も受け継がれたのである。⁽²⁾

この「藤谷家歴代当主等肖像画」の存在について最初に言及したのは、小倉嘉夫氏の「藤谷家伝来品の寄贈」⁽³⁾である。小倉氏は同稿で、平成一五年に福田氏から冷泉家時雨亭文庫へ寄贈された藤谷家伝来史料を紹介するとともに、同氏が藤谷家歴代当主等の画像を所蔵されていることについても触れている。実は、現在知られている近世の公家肖像画は数が少なく、歴代のものが確認されているのは冷泉家ほか数家であり、⁽⁴⁾その他は近衛家が基熙・家熙・忠熙の三代、⁽⁵⁾中院家は通村・通純・通茂の三代、⁽⁶⁾日野家は光広・資慶・宣定の三代、⁽⁷⁾勧修寺家は経逸、⁽⁸⁾地下の中原家は職忠の画像が、それぞれ知られている程度である。こうした中、小倉氏によって「藤谷家歴代当主等肖像画」の所在情報が新たに提供されたのは、大変ありがたいことであった。もともと小倉氏の前掲稿には、点数や画像など、肖像画の具体的な情報は記されていないので、あらためて調査を行う必要があった。そこで、藤谷家の本家にあたる冷泉家の貴実子夫人に仲介を御願いし、福田氏から御許可をいただくことで、この「藤谷家歴代当主等肖像画」の調査・撮影が幸いにも実現したのである。

調査では、まず筆者が方寸や裏書き・箱書きなどの周辺情報について

調書を作成し、ついで史料編纂所技術部写真室の谷昭佳・中村尚暁両技術職員を同行して、四×五カラーフィルムによる画像本紙部分の撮影を行った。

この「藤谷家歴代当主等肖像画」には、冷泉家時雨亭文庫への伝来品を寄贈する際、整理のために付けられた、二〇二一のランダムな番号があった。今回、調査・撮影の必要から、当主の歴代順を基にして、当主室の画像がある場合は夫の後に配し、像主未詳のものは男・女の順に末尾に置くなど並べ替え、調書上で新規に二〇二〇の番号をふり直した。本稿では以下、前者の番号を「福田家番号」、後者の番号を「東大番号」と呼び、肖像画に言及する際は、「東大番号十画像名」または「東大番号」単独をもって示すこととする。

肖像画の概容

「藤谷家歴代当主等肖像画」は、冒頭にも記したように全部で二〇点。近世の歴代当主一人は、全員の画像が遺されている。為脩・為知については二点ずつあるので、当主の画像は全部で一三点を数えることになる。また当主室の画像については、為教室・為脩室・為知室・為遂室のものが確認された。このうち為知室のものは二点遺されているので、こちらは合計五点。そしてこのほかに、像主未詳のものが男・女各一点ずつあった。

これらは、「一九 未詳男性画像」を除き、すべて軸装されている。一幅ないし複数幅で箱に納められ、それらの箱はまとめて、藤谷家の家紋(酢漿草)入りの葛籠に収納されている。「八 藤谷為教室画像」と「一八 藤谷為遂室画像」が納められた箱のみ、金の家紋が入った黒塗りのものであるが、他は白木で作られた比較的新しい箱である。明治以降に詠えられたものではないかと推測される。

建立(制作)された時期が確認できるものは四点ある。「一 藤谷為賢画像」「二 藤谷為条画像」「三 藤谷為茂画像」「四 藤谷為信画像」である。裏書きや軸書きなどから、「二」「三」は像主の百回忌に当たる宝暦二年(一七五二)と安永八年(一七七九)九月に、「四」は像主の一七回忌に当たる宝暦六年(一七五六)一〇月に、「三」は「二」を建立したついでに、それぞれ制作されたものであることが判明する。

このうち「二」と「四」は、「四」の像主藤谷為信の女で上冷泉為村(法号、澄覚)に嫁いだ、信子の発願により建立されたものである。この二幅は一つの箱に収められており、その箱の蓋裏には為村により、「ため教朝臣に附属、なかく信仰あるへし、明和九年七月廿一日 澄覚」と箱書きがなされている。「ため教朝臣」とは、当時の藤谷家当主為教のことである。したがって、この二幅の肖像画は、制作されてから明和九年(一七七二)まで、藤谷家ではなく、信子の婚家である上冷泉家、あるいは寺院など同家縁の場所にあったのではないかと考えられる。「四」の軸書きによれば、信子は宝暦六年七月二十八日に亡くなっている。この明和九年という年は彼女の一七回忌に当たる。肖像画の願主の一七回忌という節目に接し、「二」「四」の二幅は、為村から藤谷家の当主為教へ贈られたのではなからうか。この初代為賢と四代為信の肖像画(「一」「四」)を譲られてから七年後、為教は、両者の間にいる二代為条と三代為茂の肖像画(「二」「三」)を建立している。先述の通り、「二」は像主の遠忌に合わせて制作されているが、「三」はそうしたことは関係なく、「二」と合わせて制作されている。この「二」と「三」を同時に建立して初代と四代間の欠を補った営みからは、藤谷家代々の肖像画を整備しようとする為教の意図を見てとることができるであろう。

ここで推測が許されるならば、初代から四代に至る代々の肖像画を整

備した為教が、それに続く五代目の祖父と六代目の父の肖像画を制作しなかつたとは考えにくい。「五 藤谷為香画像」と「六 藤谷為時画像」も、為教によって建立された可能性が高いのではなからうか。また、当主画像の容貌を観察すると、「一」から「六」までは大きく二つの系統に類型化でき、パターン化されて描かれていることが窺えるが、「七 藤谷為敦画像」以降はそれぞれ個性的である。これは「七」以降の画像が、像主の生存中か、あるいは亡くなつていてもその容貌に関する記憶がいまだ鮮やかな時期に描かれていることを暗示しており、藤谷家では為教以降、肖像画を代々制作することが慣例化したのではないかと思われる。一つの仮説として記しておきたい。

肖像画の筆者(絵師)はほとんどのものが未詳であるが、「二 藤谷為条画像」と「三 藤谷為茂画像」は高槻成起、「四 藤谷為信画像」は上冷泉為泰により描かれていることが、やはり裏書きや軸書きなどから確認できる。高槻成起は重起とも称し、その経歴などは未詳の人物である。「古画備考」には土佐光貞の弟子かと記されており、冷泉家時雨亭文庫に現在所蔵されている「冷泉家歴代御影」の多くは、彼が描いている。いま一人の上冷泉為泰は為村の嗣子で、信子の所生である。従つて、「四」の像主とは祖父一孫の關係になる。為泰の他の作品や、画を誰について学んだのかなどについては未詳であるが、「四」と他の肖像画とを見比べる限りでは、その出来映えは決して他に見劣りするものではないように思われる。

大方の肖像画には賛が認められているが、「一 藤谷為脩室画像」「二 藤谷為知室画像」その一」「二五 藤谷為知室画像」その二」「二七 藤谷為遂画像」「一八 藤谷為遂室画像」「一九 未詳男性画像」の六点には認められていない。うち、「一四」「二五」「一七」には色紙型だけはあるので、これらについては当初予定されていたものの、なん

らかの理由で認められなくなったのであろう。「八 藤谷為敦室画像」や「二〇 未詳女性画像」には賛があるので、女性の肖像画だから賛を認めなかつた、ということではないようである。

賛に認められているのは、すべて和歌である。裏書きによれば、「二 藤谷為知画像」その一の賛に認められた和歌は、嘉永二年(一八四九)の重陽和歌御会で為知が詠んだものであるが、裏書きには更に、「家代々御会始和歌雖有認、此春内々御重服中故無依之、右御会御詠認之」と注記されており、「二」や「四」などの例外もあるが、藤谷家当主の肖像画には原則として、御会始に詠進した和歌の中から選んだものを、賛として認める習わしになつていたようである。

なお、像主未詳のものうち、「一九 未詳男性画像」の像主容貌を観察すると、「九 藤谷為脩画像」その一」や「二〇 藤谷為信画像」その二」の像主と、輪郭などが相似しているように見える。「一九」は、「九」「二〇」の容貌を若く描いたもののようにも見える。

〔註〕

- (1) 拙稿「藤谷家肖像画」の概容と紹介」(『東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信』第二七号、平成一六年)。
- (2) 霞会館編『新修 平成華族家系大成』下(吉川弘文館、平成一五年)及び福田潔氏からの聞き取りによる。
- (3) 「しくれてい」第八八号、平成一六年。
- (4) 冷泉家の歴代画像は、財団法人冷泉家時雨亭文庫が所蔵しているが、京都大学文学部博物館にも、冷泉為村の画像が一幅、所蔵されている(京都大学文学部博物館編『日本肖像画図録』、京都大学博物館図録第三冊、思文閣出版、平成三年)。歴代の画像写真は、『冷泉家の御影』(アサヒグラフ三九三三、朝日新聞社、平成九年)に掲載されている。
- (5) 財団法人陽明文庫所蔵。

(6) 京都大学文学部博物館所蔵。前掲註(4) 京都大学文学部博物館編『日本肖像画図録』に写真が掲載されている。

(7) 京都法雲院所蔵。『京都 近世の肖像画』(京都市文化財ブックス第一集、京都市、平成八年)に写真が掲載されている。

(8) 註(6)に同じ。

(9) 註(6)に同じ。

(10) 二つの系統とは、「一」「三」「四」の系統と、「二」「五」「六」の系統である。

前者の系統のうち「一」と「四」については、本文で紹介したように藤谷為信女の信子が建立しており、「四」の軸書きによれば、「為信卿六十余之容兒真影」であるという。娘の記憶に基づき像主の容貌が描かれたものであり、「四」の肖似性は極めて高いものであると評価したいところであるが、その四年前に制作された「一」の容貌と類似していることが気にかかる。「四」の容貌は、実は家祖に相似させることで父を理想化・権威化しようという、信子の意図に基づいて描かれたものだったのでないだろうか。「三」の容貌は、同時に製作された「二」の容貌とは異なるパターンとするため、「一」と「四」を参考にして描かれたと考えておきたい。

後者の系統については、本文で提示した仮説が正しいとすれば、いずれも藤谷為敦によって制作されたものである。その仮説を前提に更に推論すると、「六」の像主為時は建立者の父であり、当然その容貌は熟知のものであるから、肖似性は高いと思われる。「五」の像主で祖父の為香が亡くなった時、為敦は数えで七歳であり、為香の容貌をきちんと記憶していたかは微妙であるが、記憶に基づいて描かせたものであれば、為香・為時は親子なので「五」と「六」の容貌が似ていても不思議ではないし、記憶が曖昧であったとしたら、父為時に似せて描かせたのかもしれない。いずれにしても、この「五」と「六」の容貌は非常に類似している。「二」は、像主為条の百回忌に際して制作されているので、当然彼の容貌の記憶は誰にもなく、制作者である為敦が、父の為時(「六」)に似せて描かせたのではなからうか。

なお、「一」については、像主為賢の父である上冷泉為満の肖像画(冷

泉家時雨亭文庫所蔵)と容貌などが同一であることを以前指摘したが(前掲註(1) 拙稿)、冷泉家時雨亭文庫が所蔵する為満をはじめとする二代から一四代までの歴代当主の肖像画は、「一」の制作に数年先行し、延享三年(一七四六)から寛延二年(一七四九)の間に製作されている(冷泉為人「神様としての御影」『アサヒグラフ』三九三三「冷泉家の御影」朝日新聞社、平成九年)。従って、「一」の為賢の容貌は「上冷泉為満肖像画」のそれを引き写して描かれたものであることは明らかであるが、これは、像主が亡くなって一〇〇年を経ており、誰も彼の容貌を知らないで創作するしかなく、為満と為賢が親子であるから容貌を似せても不自然ではないと、制作者が判断したのであろう。それに加え、藤谷家出身の信子が上冷泉家に嫁いでいたこともあり、冷泉・藤谷両家の一体性を表現し強調するための作爲もあったのではないかと思われる。

(11) 朝岡興禎著・太田謹増訂『古画備考』上、弘文館、明治三十六年、九一頁。

(12) 冷泉為人前掲註(11)「神様としての御影」、同「冷泉家の文化財について」『国華』二三三九、平成十一年、一五頁。

肖像画の紹介

誌面構成の都合上、各画像は一括して本稿の最後に掲載して紹介することとし、ここでは先ず、各画像から採取した画像以外の周辺情報について、

- ① 像主に関する基礎的な人物情報
- ② 本紙の寸法（縦×横、単位はセンチメートル）
- ③ 賛（和歌）
- ④ 裏書き
- ⑤ 軸書き
- ⑥ その他

と分類し、紹介することにする。掲出の順序は東大番号に従い、史料名の下にカッコ書きで福田家番号を附記した。なお、像主の名前の読みや生没年月日などの人物情報は、福田潔氏所蔵の「藤谷家并入江家家譜」に従い、藤谷為遂と同室のみ『平成新修華族家系大成 下』（吉川弘文館、平成八年）によった。

一 藤谷為賢画像（福田家番号二一）

- ① 初代当主。文禄二年（一五九三）八月二三日〜承応二年（一六五三）七月二一日

- ② 五四・六×二七・八

- ③ 寛永十七年八月廿日
（藤原定家）
 京極殿四百回御忌に
（上冷泉）
 大夫為治勸進十五首
 之中、寄道祝、
 伝へ来し道や栄む百年を

かさねて四の末の代までも

- ④ なし

- ⑤ 為満卿男、（上冷泉）為清朝臣実父、歌道相承之人也、藤谷家元祖為賢卿（承応二年）

七月廿一日（從三位前薨、宝曆二年期百回忌、末孫（藤谷為信女）依発願建立之、
中納言六十才

- ⑥ 「四 藤谷為信画像」と同じ白木箱に納められる。箱蓋には、「龍光院前権中納言（從二位為信）卿御影」と記した貼り紙が付されている。
（藤谷）
（藤谷）

蓋裏には上冷泉為村の筆で「（藤谷）ため賢卿の御影（藤谷）両幅、ため敦朝臣に附属、
（藤谷）
（上冷泉為村）
 なかく信仰あるへし、明和九年七月廿一日「澄覚」と認められてい
 る。

二 藤谷為条画像（福田家番号四）

- ① 第二代当主。元和六年（一六二〇）三月二二日〜延宝八年（一六八

- 〇）九月一五日

- ② 五三・九×二八・〇

- ③ ことの葉の道も

ちまたにさかへなむ

行末あふく千代の

はつ春

- ④ 為賢卿男（藤谷）

正二位前権中納言為条卿六十余之真影

延宝八年九月十五日薨、于時（六十一歳）

法名

珠光院殿実月宗観

安永八年九月期百回御忌、雖年来

御影建立之事心願、不得其期、幸二
今年長月十五日為供養命高槻菅原成起

かたしけなくも絵得し表装をと、のへ、
その月日謹拜し供養す、色紙かた
の和歌ハ正冷忠為泰卿の筆なり、なかく
代々に伝へてあふかむことをおもふ、

安永八年九月廿日

初春のちよにかさねん言のはを

あふく御影ハ代々にさかへて

末孫
為敦謹

(藤原為条)
黄門公

慶安四年正月十九日

公宴御会始、初春祝道

の御詠なり、

⑤為条卿

⑥「三 藤谷為茂画像」「五 藤谷為香画像」と同じ白木箱に納めら

れる。箱の蓋には、「為条為茂為香」と記した貼り紙が付されている。

三 藤谷なほち為茂画像(福田家番号五)

①第三代当主。承応三年(一六五四)六月三日、正徳三年(一七一

三)六月一三日

②五三・八×二八・一

③正徳三のとし春、

(靈元上皇)
仙洞御会はしめに

鶯声和琴

ひく琴のしらへにそへて
うくひすもも、よろこひの
初春のとき之

④正二位前中納言為条卿男

当家三代

従二位前権大納言為茂卿六十之真影

正徳三年六月十三日薨、于時六十歳

法名

円通院惠覚宗心

色紙かたの御詠は、正徳三のとしの春

(靈元上皇)
仙洞御会始詠進の御詠なり、筆

者ハれむせいの前中納言為泰卿なり、

靈元院の御代深恵をこうむりて

昇進をとけたまふ、当家におひて

恐謹拜すへきなり、父卿(藤原為条)の御遠忌をとひ

たてまつり、同時に菅原成起に命してゑか、

しむ、恐ながら一幅となし表具して、なかく

久しく子孫につたへんよろこひをもけふ、

位山代々にこへたる例こそあふく

御影に猶のこりけれ

末孫
為敦謹

安永八年秋

⑤為茂卿

⑥二の⑥を参照。

四 藤谷為信画像(福田家番号三)

- ① 第四代当主。延宝三年(一六七五)十一月三日〜元文五年(一七四〇)一〇月七日

- ② 五四・二×二七・六
- ③ 辞世

ふきはる、風を
こゝろのうき雲ハ

ミなみにいて、
はる、日の影

- ④ なし

- ⑤ 元文五年十月七日歿、
藤谷前中納言為信卿六十余之容兒真影、外孫為泰画之、
(藤谷為信女 母信子 上冷泉)

一女信子依発願建立之、既画得了拜覧、十七回当忌之冬加表補供養之、

色紙之歌、故黄門在病床夢中之詠被語信子、 宝曆六初冬、

信子はことし七月廿八日世をはやうす

わすられぬすかたをさらにうつし絵も

おもひをきてしかたみとそなる (上冷泉) 為村

- ⑥ 一の⑥を参照のこと。

五 藤谷為香画像(福田家番号六)

- ① 第五代当主。宝永三年(一七〇六)二月二十六日〜宝暦七年(一七五七)九月五日

- ② 五四・〇×二七・八

- ③ 家のかせ吹つたふ

へきはしめそと

行末いはふことの

葉の道

- ④ なし

- ⑤ 為香卿

- ⑥ 一の⑥を参照。

六 藤谷為時画像(福田家番号七)

- ① 第六代当主。享保二〇年(一七三五)閏三月二一日〜明和二年(一七六五)七月一七日

- ② 五四・一×二八・〇

- ③ 四方のそら

かすみたなひく

春の色に

ひとの心も

いと、のとけき

- ④ なし

- ⑤ なし

- ③ 「七 藤谷為敦画像」「二二 藤谷為知肖像画」「二六 藤谷為兄画

像」と、同じ白木箱に納められる。箱蓋に 為時朝臣御影 為敦卿御影 為知卿御影 為兄卿御影 と記した

貼り紙が付されている。箱蓋の裏には、四人の薨卒年月日とともに、

此箱著 明治八年九月と、のへて

と墨書がある。

御影をおさめ了、

(藤谷)
ため遂

七 藤谷為敦画像 (福田家番号 八)

① 第七代当主。寛延四年(一七五二)七月二三日、文化三年(一八〇

六) 六月七日

② 五七・六×二九・〇

③ 春の色にあくる日ごとに

くは、りてのとけさしるき

遠近のそら

④ なし

⑤ なし

⑥ 六の⑥を参照。

八 藤谷為敦室肖像 (福田家番号 一六)

① 興正寺門跡常順女。法名、慶心院。生年月日未詳、享和三年(一八

〇三) 七月一六日

② 六三・二×三三・八

③ 御仏のちかひをかけて

をく露のひかりもきよき

法のはちす葉

④ なし

⑤ 為敦卿室 (慶心院殿)

⑥ 「一八 藤谷為遂室」と同じ箱に納められる。箱は、藤谷家の家紋

(酢漿草) が入った黒塗りの木箱。

九 藤谷為脩画像 その一 (福田家番号 一一)

① 第八代当主。実は冷泉為章男。天明四年(一七八四)正月六日、天
保一四年(一八四三)八月一五日

② 五七・四×二八・六

③ 雪きえの

よもの霞の

たちそひて

日毎に山の

陰そ春めく

④ なし

⑤ なし

⑥ 白木箱入り。箱蓋に「前権中納言為脩卿」と墨書がある。

一〇 藤谷為脩画像 その二 (福田家番号 一三)

① 九の①に同じ

② 六二・四×二六・七

③ 此春はかくならふ

ともおもひきや

たかこ、ろにも

秋かせそふく

卯月よりはつきを

かけてわつらへは

なかきあつさに

世をはなれけり

④なし

⑤為脩卿御狩衣

⑥「一三 藤谷為知画像 その二」「二九 未詳男性画像」と同じ白木箱に納められる。箱の蓋には、「為脩卿」と記した貼り紙が付されている。

二 藤谷為脩室画像(福田家番号 一七)

①為脩の室には、如実院(生年月日未詳)文化一〇年(一八一三)三月二日)と継室の誠心院(生年月日未詳)弘化四年(一八四七)二月二八日)とが在る。軸書きから判断するに、誠心院の画像か。

②六〇・〇×三〇・〇

③なし

④なし

⑤為脩卿後貼紙

⑥「一四 藤谷為知室画像 その二」「一五 藤谷為知室画像 その二」「二〇 未詳女性画像」と、同じ白木箱に納められる。箱の蓋には、「御女儀御影 四軸」と記した貼り紙が付されている。

二 藤谷為知画像 その一(福田家番号 九)

①第九代当主。実は冷泉為則男。文化四年(一八〇七)六月一〇日、嘉永二年(一八四九)九月二九日

②六三・四×三〇・〇

③毎朝くひかりを

そへて君やミむ

露のミかきの

しら菊の花

④嘉永二ツのとし

重陽御会御詠

認之、

家代々御会始和歌

雖有認、此春内々御

重服中故無依之、右

御会御詠認也、

(藤谷)
為兄

⑤為知卿

⑥六の⑥を参照。

一三 藤谷為知画像 その二(福田家番号 一四)

①一二の①に同じ

②七二・〇×二九・二

③迷はしとひかり

かけつ、法の露

をけるを頼む長月の

空

④なし

⑤なし

⑥一〇の⑥を参照。

一四 藤谷為知室画像 その一(福田家番号 一八)

①竹内惟徳女。実は藤谷為脩女。法名、貞相院。生年月日未詳、嘉永五年(一八五二)十一月一七日

②七三・〇×二九・四
③なし

④一一の⑥を参照。

⑤為知御室十一日薨

⑥なし

一五 藤谷為知室画像 その二(福田家番号 一九)

①一四の①を参照。

②七三・〇×二九・四

③なし

④なし

⑤ 貞相院殿御略服

⑥一一の⑥を参照。

一六 藤谷為兄画像(ためさき)(福田家番号 一〇)

①第一〇代当主。文政二年(二八二九)八月二日、安政五年(一八五八)九月三日

②七九・三×三〇・六

③安政五年正月十八日
(孝明天皇)
内裏御会始に

緑竹弁春

めくみ得て緑色そう

くれたげにかよひ初たる

春風の声

④去年十一月二十日

叙従三位御礼

有意

⑤為兄脚

⑥六の⑥を参照。

一七 藤谷為遂画像(ためなると)(福田家番号 一二)

①第一一代当主。実は入江為善男。天保一五年(二八四四)三月一日、明治一〇年(一八七七)四月八日

②六二・八×二八・六

③なし

④なし

⑤なし

⑥白木箱入り。箱蓋に「為遂朝臣御影」と記した貼り紙が付されている。蓋裏には「明治十年四月八日卒」と、像主の卒去年月日が認められている。

一八 藤谷為遂室画像(福田家番号 二二)

①藤谷為知三女。季子まゑ。弘化二年(一八四五)四月、大正六年(一九一七)三月

②六二・六×三〇・〇

③なし

④なし

⑤なし

⑥八の⑥を参照。

一九 未詳男性画像(福田家番号 一五)

①未詳

② 六八・六×三二・四

③ なし

④ なし

⑤ なし

⑥ 一〇の⑥を参照。未装。

二〇 未詳女性画像（福田家番号二〇）

① 未詳

② 五三・五×二七・六

③ のりのミちわけしなこりの

あと、へハひかりさしそふ

有明の露

④ なし

⑤ なし

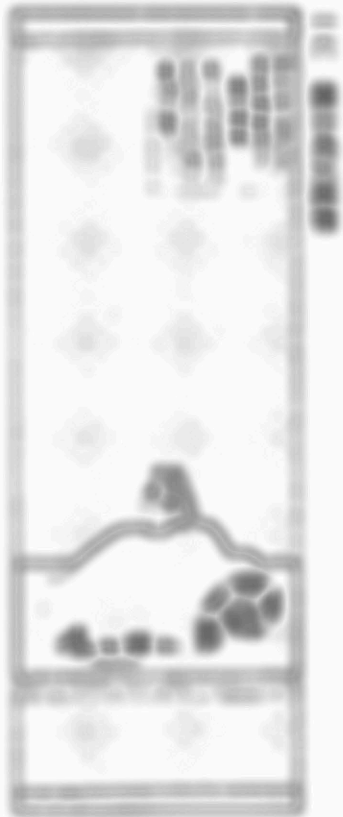
⑥ 一一の⑥を参照。





(131) 「藤谷家歴代当主等肖像画」について (松澤)





(133) 「藤谷家歴代当主等肖像画」について (松澤)

